





アストのなっとく講座 ～他者運転特約のお話編～


 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫


 年末年始、レンタカーやお友達の車を借りて運転する機会が増えそうね。
もし、お友達の車を運転している時に事故を起こしてしまったら…。考えたこと、ある？


 うわぁ・・・なんか、修理代の支払とか事故対応とか。友情にひびが入っちゃいそうね・・・気まずいじゃ。お友達の車の場合、保険ってどうなるんだっけ…？

 あら、はっば。忘れちゃったの？
「他車運転特約」！


 あっ！いや、お、覚えてるわよ!!!
そう、あれね？タシャウンテン・・・(遠い目)


 もう・・・これは復習が必要そうね。
そんなときは「他車運転特約」を使用すれば『借りていた車』を『自分の車』とみなして、自分の自動車保険を使って事故の解決ができちゃうの。
(詳しくは保険会社にお問い合わせください。)

 あぁ、そう！そうだったわ!!
しかもこれ、ほとんどの自動車保険が自動付帯しているから、追加料金のオプションでつける必要ないのよね？ (ご自身の自動車保険をご確認ください。)

 そう。良心的でしょう？
じゃあはっば。せっかくだから、もう少し突っ込んだところまで勉強しましょうか。
四輪の車だけではなく、バイクを借りることもあるかもしれないわよね。
その場合は、自動車保険だからバイク保険に加入がないと、他車運転特約は使えないの。


 ええ、そうなの？二輪だから？

 そう。自動車保険の他車運転特約の対象は、自家用8車種。
詳しくは割愛するけれど、バイクは対象にならないの。逆にバイク保険の他社運転特約は、バイクしか対象にならないわ。
あと、自分自身、配偶者や同居の親族が所有する車は対象外よ。

 そうなんだ・・・。ほかに、対象外のケースってどんなのがあるの？

 そうね・・・仕事中に、会社の車で事故を起こした場合は、

他車運転は使えないわね。
あと、これはもちろんなんだけど・・・
持ち主の許可を得ずに、勝手に車を借りた場合。この場合も、もちろん対象外ね。
それと、あくまでも「運転中」が補償の対象範囲になるから、駐車場に駐車中や、荷物の積み下ろし中は対象外。
ただ、運転するためにドアを開けた時、エンジンをかけて発進する直前は補償の対象になるわ。

 便利な特約ではあるけれど、何でもかんでもOKと思ってちゃんと確認しないと大変ね。
誰かの車を運転するとき、もしくは運転してもらったとき。
しっかり確認するのが大切にゃ!!

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/ 10:00 ~ 19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/